

4月3日

 $\exists$ 

時

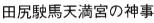
9 月 18 日

日

午前10時

(

12 時



頁

奥都城は開放しますので、お参りは各自、

自由です。

時

間は左記の通りです。

感じられる。

ぜひ接種を検討してもらいたい

(有明新報掲載)\_

·的に見ると、3回目を打っていない世代に感染が多いように

と話している。以上の事態により秋季大祭は中止します。

神事は役員のみで行いますが、

祭典は中止します。



発行所 大牟田·荒尾地区与論会 発行人·朝 岡 光 男 TEL 0944-56-7510

第 134 号

奥都城内は三密にならない様お願いします 『検温』『消毒』を実施。 必ず『マスク着用』

盆以降、 全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない、 感染の再拡大が懸念されています。 のお知らせ 大牟田市では「デー 今後お

4 月 19 日

竹内

69 歳

竹内 喪

徳

大牟田市歴木

1

月

日

氏

名

年齢

主

住

所

5 月 13

日

池田

正博

74 歳

池田

秀之

荒尾市万田

387182

### 与論会の動き

至 自 令和4年8月 令和4年4月

4月3日 奥都城春季大祭 新型コロナにため神事のみ行う

約300名参加

5月8日 奥都城清掃 6・15・16地区担当

6 月 12 奥都城清掃 総会前に与洲会館を清掃 4 10・11地区担当

7 月 3 日 与論会第46回定期総会 地区担当者役員29名中 別に委任状(役員一任)6名

18名参加する

7 月 10 日 7 月 23 日 おおむた夏祭り「大蛇山総踊り」参加申し込み 奥都城清掃 13·4地区担当

8月7日 奥都城清掃 新型コロナ感染急増の為キャンセルする 17・18・19地区担当

8 月 14 日 奥都城お盆参り 約250名参加

次の方がお亡くなりになりました(敬称省略

謹んで哀悼の意を表し心からご冥福をお祈り申し上げます









3 月 26 日







6月12日

参りをしていただきました。 ナ拡大傾向にある為、大祭を中止して神事のみを行いました。 駛馬天満宮の田尻神官の祝詞奏上後、役員と一般客も一緒にお 会長挨拶では、与論島を旅立って令和6年で125周年になる 4月3日に春季大祭を行う予定にしておりましたが、 口

# デーバーイカン ウヤーイヤーブシヌ ウマリジマカティ

の話ですが各自心身ともにお元気で過ごされるように話がありま ので記念事業として与論島へ里帰り旅行を予定しております、

先

# さあ 行こう 親祖先の生まれた島へ-

に花を咲かせておりました。 方が多く、先祖に挨拶しお見えの方々と近況報告や懐かしい昔話 奥都城は10時から解放しておりましたので、ご家族で訪問する

と聞いており「世代間」があります。 した。今や3世や4世が主で口之津の話を聞いて苦労話は昔の話 座談記録を、昔懐かしい写真を展示して昔話に懐かしんでおりま や口之津石炭運搬及び積込や口之津、三池移住当時を語る古老の 会場では朝岡会長が設置した掲示板に口之津移住及び与論長屋

っぱいで、延命公園も桜が満開で、 当日晴天で約300名近くの方々がお見えでした、駐車場もい いい花見日和でした。







### 令和4年 春季大祭

















### 春季大祭 令和4年

















### 令和4年 春季大祭

















と呼び掛けた。

# 炭鉱労働を支えたが差別受けた歴史学ぶ

## 与論島(鹿児島)から来て大牟田の 礎を築いた「ユンヌンチュ。

鹿児島県・与論島の移民の歴史を学ぶ人権学習会「与論島から来 地区公民館であり、 て大牟田の礎を築いた人たち」(市教委主催) 明治時代に大牟田市へ移住し、旧三井三池炭鉱の労働を支えた 市民ら約60人が聴講した。 が3日夜、 市中央

## 市教委が人権学習会

を受け、餓死者も出た。新たな生活地を探す与論側と労働者を求 労働に従事した。新市史によると、移住者は428人だった。 める炭鉱側の思いが合致して、島から大牟田へ集団移住し、 与論は鹿児島県最南端の離島。 1898年に台風で大きな被害 炭鉱

と差別を受けた歴史を説明した。 た。50世を超える石炭をかつぎ、 島の人)は『ごんぞう』と呼ぶ船に石炭を積み込む重労働を担っ 大牟田の風物詩「大蛇山まつり」に参加し、 って生き抜いた。 ことも伝え「時代は変わっていく。 んと山北真司さんが講師を務めた。2人は「ユンヌンチュ(与論 )ある人たちがつくる「大牟田荒尾地区与論会」が約15年前から しかし、ユンヌンチュはみそやしょうゆを貸し借りして助け合 学習会では市人権・同和教育研究協議会研究委員の内藤元気さ 大牟田市や熊本県荒尾市在住で与論島にゆかり 徹夜で働いたが賃金が安かった その原動力になりませんか」 交流が広がっている

### 今後も市内各地

学習会は今後も市内で続けられ、 開始はいずれも午後7時。

日程は ▽10月7日、 吉野地区公民

▽11月18日 中友小学校

▽令和5年2月3日、 勝立地区公民館

6月7日 毎日新聞



ユンユンチュとその人権について語った 講師の内藤さん(右)、山北さん。



せて戴きました。

## 第46回 与論会総合

7月3日午前10時より与論会の総会を開催。

にてお知らせします。
 コロナ対策として時間短縮で行われました。総会の内容は紙面すが、今年は6月28日に梅雨が明け、暑い中総会を開きました。毎回、梅雨の時期に開催されて蒸し暑い中を審議してもらいま

大牟田夏祭りの1万人総踊りには、30人申し込みをしておりま和4年度は通常通りに開催されることを望みます。 令和3年度は新型コロナで行事が中止になり、支出が少なく令

いるところにお供えしてください。朝岡会長が与論島から取り寄して無料で提供いたします。よろしければ神棚や先祖を崇拝して与論会だより134号は「与論島の砂100~」を特別付録とす、役員以外で参加自由ですのでお願いします。 大牟田夏祭りの1万人総踊りには、30人申し込みをしておりま

議いただきましたので皆様方にご報告いたします。 ・ なを、総会では大牟田・荒尾地区与論会規約を一部改訂して審

改定したところはすが金額にあわない部分が出ておりますので訂正をしました。すが金額にあわない部分が出ておりますので訂正をしました。本規約では昭和54年6月1日より之を施行する。としておりま

で審議いただき、ご了承得ましたので決定いたしました。加明記。生活改善決定事項では祭祀料の明記等の規約改定を皆様会計の箇所では第一九条の金額明記と3項の会費未納者扱いの追第八条の住所明記と第一六条の金額訂正と永代供養費用を明記。

。次ページ以降に掲載いたしております、ご一読ください。大牟田・荒尾地区与論会規約で『赤文字』が訂正したところで



7月3日 総会風景 与洲会館にて

### 令和3年度 決 算 書

(収入)

令和3年6月~令和4年5月

費	目	予 算	決 算	内容
繰	越 金	390,257	390,257	前年度繰越金
与验点	年会費	1,200,000	1 007 700	与論会年会費(2回以上遅れた場合
ナ冊五	十五貝		1,097,788	は、督促状をお送り致しております。)
寄	付 金	100,000	98,000	(別紙参照)
貯 金	利 子	100	1	郵貯金利息
雑	収 入	10,000	45,200	入会金2万円·購読料2万円·CD
木比 -	·	10,000	40,200	販売4千円他
合	計	1,700,357	1,631,246	

(支出)

<b>Х</b> Ш)				
費目		予 算	決 算	内容
議	費	50,000	64,342	監査·総会費用
典	費	250,000	133,066	新年・春・夏・秋 祭典
済	費	50,000	70,000	会員慶弔費
ħΝ	弗	200,000	100.047	DVD製作費132千円・ヨロンジマ
71	貝	200,000	109,047	CD購入2万円 他
関 紙	費	350,000	347,600	与論会だより発行(年3回発行)
<b>教 涌 信</b>	中	100.000	05 594	与論会だより郵送52,710円・プリン
伤 旭 乍	i 貝	100,000	90,004	ター22,150円 文具代他
都城維持	寺費	100,000	57,296	電気、水道他維持費
洲会館	費	50,000	68,896	電気、水道他維持費
園 使 用	料	65,000	63,216	奥都城借地代
掃	費	50,000	32,252	奥都城清掃茶菓子代
員 研 修	\$ 費	100,000	0	
年 部	費	0	0	
即芸能継	承費	0	0	
	費	0	0	
備	費	335,357	529,947	(次期繰越金)
			æ	
合 討	-	1,700,357	1,631,246	
	費     議典済外     関務 都洲園 員年芸       最端與済外     通維会使掃研 能品備       1     銀       1     年       2     年       3     年       4     年       4     年       6     年       6     年       6     年       6     年       6     年       6     年       6     年       7     日       8     日       9	費        議典済外        場費費費        (日)        (日)<	費     目     予算       議費     50,000       典費     250,000       済費     50,000       外費     200,000       関紙費     350,000       務通信費     100,000       都城維持費     100,000       園使用料     65,000       量研修費     100,000       年部費     0       B芸能継承費     0       品費     0       備費     335,357	費       月       決算         議費       50,000       64,342         典費       250,000       133,066         済費       50,000       70,000         外費       200,000       169,047         関紙費       350,000       347,600         務通信費       100,000       57,296         湖会館費       50,000       68,896         園使用料       65,000       63,216         排費       50,000       32,252         員研修費       100,000       0         年部費       0       0         部芸能継承費       0       0         品費       0       0         備費       335,357       529,947

### 令和3年度 寄贈者名(敬称省略)

令和3年6月1日~令和4年5月31日

	金銭寄贈者	名
月日	金 額	お名前
8月13日	5,000	仲野装業
	3,000	堀泰博
9月19日	10,000	下川博子
	10,000	白雲社
	5,000	仲野装業
	5,000	山運
	3,000	堀泰博
	3,000	竹稔範
1月3日	5,000	仲野装業
	3,000	堀泰博
	3,000	竹稔範
4月3日	10,000	与論の持久会
	10,000	白雲社
	5,000	川畑幸雄
	5,000	柳田フミ
	5,000	山運
	3,000	堀泰博
	3,000	嵐山清次
	2,000	沖克太郎
	98,000	

	IA I III	0 0 0 /1 1 1	AN AREA	1 0 /101 []
	物品	品寄贈者名		marini.
月 日	お名前	品物	数量	住 所
9月19日	白雲社	清 酒	2本	
1月3日	柳田フミ	清酒	1本	
	山元信幸	清酒	1本	
4月3日	白雲社	清酒	2 本	
5月8日	橋口住雄	清酒	1本	

### 令和3年度 奥都城建設資金収支報告

(収入)

前	期繰走	或 金	18,325,065	適用
建	設 資	金	1,100,000	南太一郎・町憲治様入会
利		子	48,326	郵便・信金
雑	収	入	0	
	合 言	it	19,473,391	

(支出)

修	繕	費	0	
設	備	費	84,920	防犯灯・格子取り付け
備		費	0	
雑		費	605,530	火災保険支払い (5年分)
	合	計	690,450	

収入一支出 = 建設資金残高 19,473,391 690,450 18,782,941

### 会計監查報告

2021年度(令和3年度)歳入・歳出の決算は、関係書類(預金通帳、 現金出納簿、領収証等)により、照合検査を行った結果、適正な 事務処理がなされており、決算の内容については相違ないこと を認めます。

与論会現金及び預金

52万9947円

奥都城建設剰余金 1878万2941円

### 新規加入者

内! 大原美砂子 様 会員名(南太一郎様) 大島郡与論町 憲治 様 会員名(山田富雄様) 川越市脇田本町

令和 4 年 5 月 29 日



### 令和4年度 予算書

(収入)

令和4年6月1日~令和5年5月31日

費目	予 算	内容
繰 越 金	529,947	前年度繰越金
与論会年会費	1,200,000	与論会年会費
寄 付 金	100,000	
貯 金 利 子	100	郵貯金利息
雑 収 入	10,000	購読料
合 計	1,840,047	

### (支出)

費	目		予 算	内容
議		費	50,000	各種会議
典		費	300,000	新年・春・夏・秋 祭典
済		費	100,000	会員慶弔費
外		費	300,000	各種行事
関 ;	紙	費	350,000	与論会だより発行(年3回発行)
務通	信	費	100,000	与論会だより郵送・事務文具代他
都城約	挂持	費	100,000	電気、水道他維持費
洲会	館	費	100,000	電気、水道他維持費
園 使	用	料	65,000	奥都城借地代
掃		費	50,000	奥都城清掃茶菓子代
員 研	修	費	100,000	役員慰労会
年	部	費	0	
郷芸能;	継承	費	0	
		費	0	
備		費	225,047	
合	計		1,840,047	
	議 典 済 外 」 通 納 園 員 年 芸 品 備	議 典 済 外 通 養 都 洲 園 員 年 芸 田 維 館 用 修 部 継 品 備	議 典 済 教 謝 園 員 年 芸 品 備	議費 50,000  典費 300,000  済費 100,000  外費 300,000  関紙費 350,000  務通信費 100,000  都城維持費 100,000  園使用料 65,000  園使用料 65,000  具研修費 100,000  年部費 0  郷芸能継承費 0  品費 0

# 大牟田・荒尾地区与論会規約

### 第一章 総

則

(名称)

第1条 本会は大牟田 (会員) 荒尾地区与論会という。

第2条 本会は大牟田・荒尾及びその周辺に在住する与論町出身 及び其の縁故者をもって組織する。

第3条 本会は事務所を会長宅に置く。

事務所

## 目的及び事業

自的

第4条 的とする。 につとめ、 本会は会員相互の親睦を計り、生活の向上と文化の増進 あわせて郷土与論会発展に寄与することを目

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1, 春、秋の大祭等、 奥都城の運営を積極的に推進する。

2 会員相互の親睦、 増進を計る。 ゆう和を厚くし、生生活向上と文化の

3 図る。 提携を密にし、 全円与論会に加入し、与論町並びに各地与論会との連絡 郷土の振興と繁栄に必要な運動と施策を

4 其の他本会の目的達成に必要な業務

### 役

第6条 本会に次の役員を置く。

副会長

書

1 名

事 記

若干名

2 名

会計監査

1 名

2 1, 役員に欠員を生じたときは、会長が選任し、次の総会に 役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない 計り決定し、任期は前任者の残り期間とする。

3 役員の任務は次の通りとする。

会長は本会を代表して、業務の全般を掌握する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは其の職務

を代行する。

 $\Box$ 

幹事長は会長を補佐し、業務の運営に携わる。

会計長は本会の経理一切を担当し、年度末総会にお て之を報告するものとする。

ホ 幹事は幹事長と連絡を密にしつつ、会の執行業務を分 担する。

第7条 本会に顧問を置くことができる。 長が推薦し、 会見監査は本会の会議を監査し機関に報告する。 会長の諮問に応ずる。 顧問は総会において会

### 第四章 奥都城部

第8条 本会に奥都城部を置く。

住所・大牟田市昭和町百三十の内

### 第五章 会 議

第9条 本会を運営するため、 次の機関を置く。

1,

2, 役員会

3 地域会議

200

第 10 条 成し、毎年一回以上会長が招集して左記の事項を審議決 定する。 総会は会の最高決議機関であり、 地区長と役員を以て構

- 1 規約、規程の改廃。
- 2 年度事業報告、
- 3 役員の選出。
- 4, 新年度事業計画、新年度予算決定。
- 5 その他必要と認めた事項。
- 第12条 第11条 役員会は会長が招集し、会の執行業務にあたる。 地区会議は必要に応じて地区長が招集して、会の運営そ
- 2 負担する。 地区会議に必要な茶菓代を、 の他について協議する。 地区長の請求に応じて会が
- 第13条 地区長は各地区毎に選出し、 任は妨げない。 任期は二年とする。 但し再
- 第14条 議を開かなければならない。 各機関とも構成員の1/3以上の要請があれば臨時に会
- 第 15 条 いては委任状を認めるものとする。 出席者の過半数の同意に依り決定する。 会議はそれぞれの機関構成員の過半数で成立し、 但し構成員につ 決議は

(加入)

第16条 本会に加入しようとする者は、所定の申込書に必要事項 らない。 を記入し、 一年分の会費を添えて会長に申し込まねばな

1 新たに納骨を希望する者 奥都城に納骨しようとする者の加入金は次の通りとする。

2 会員の世帯から加入する者

次00、000円

五五〇、

般会員より壇持ち会員となる場合。)

3 永代供養を依頼する場合 供養費

(脱退)

第17条 ばならない。 本会を脱退する者は予め理由をつけて会長に届出なけれ

2 本会を脱退するときは、 払戻し等はしない。 出資金及び加入金その他 切

0

第18条 本会の加入及び脱退は、 た月から其の効力を発する。 会員名簿に登録並びに抹消され

### 計

第19条 本会の経費は会費と寄付金を以てこれに充てる。

納骨壇二個使用

年 年間間 年間  $\equiv$ 

会費等の納入の方法は原則として年一回納入

会費等の未納者は五年間の猶予を置き、 い場合は納骨壇の権利がなくなるものとする。 改善の 余地がな

3

2

臨時徴収

第 20 条 本会が特別の行事を行うときは、 徴収することが出来る。 総会の決議により臨時

第21条 本会は必要に応じて特別会計を設けることが出

第 22 条 会計長は正規の領収証、 について、 会計監査を受けなければならない。 その他証拠書類を付した決算書

第23条 本会の会計は毎年六月一日より翌年五月三十一日までと

### 雑

則

第25条 第24条 本規約は、 は、地区長を通じて会長に報告しなければならない。 会員の姓名、 住所及び納骨の有無等に変更を生じたとき

昭和五十四年六月一日一部改訂昭和五十二年六月一日より之を施行する。

平成八年七月二十一日一部改訂

令和四年七月 三日

### 規 程(総会承認 平成4年7月19日)

共

第1条 1、本人死亡の場合 本会は次の区分によって弔慰金及び火災見舞金を贈る。 典 一万円

2 同居の一等親死亡の場合 "

一万円

火災見舞金として

本人居住の全焼のとき 見舞金 万円

### 備品、貸出規程

第1条 本会の備品(テント、引幕)は会員及び家族の慶弔若し くは行事の場合に限り貸出すことが出来る。

第2条 貸出の際は所定の用紙に記入して事務局に申し込むもの とする。

第3条 使用料は一日につき二、〇〇〇円とする。

第4条 備品を破損したときは修理に要した費用を負担しなけれ ばならない。

### 申合せ事項

1 れた者は、 納骨堂内の電灯、または換気扇を使用後、 とする。 其の月の基本料金を越えた分について負担するも スイッチを切り忘

> 本会会員で納骨のまま大牟田・荒尾地区以外の地に転出する ときは必ず責任者を定め、 地区長を通じて会長に届けなけ ħ

### 生活改善決定事項

ということが大問題となっておりました。 ものは全体として決めて、虚礼を廃止して生活の改善をしよう」 般的な香典や包み銭、神官謝礼など、基準を定めて統 かねて「香典返しなど廃止出来るものは廃止し、会員相互間 一出来る

に決定されました。 この件について昭和五十四年九月十六日の臨時総会で次のよう

### 生活改善決定事項

会員相互の間での香典は三千円とします。 会員相互の間では香典返しはいたしません。 の交際があった方は除きます。 但し親戚や特別

神葬祭の祭祀料は五万円とします。

第四、 式年祭の年祭は神官謝礼として一万円、十年二十年祭等は 三万円とします。

第五、 奥都 城祭事神官謝礼は三万円。 前記以外の行事についても虚礼を廃止し、生活改善の実効 に沿うようこの基準内でするようにいたします。

各地区与論会祝儀は一万円。

注連

200

縄代は実費とします。

ばならない。

いるという。

朝岡会長は

島への訪問団を結成し、参加者が先祖を訪ねる企画を予定し

朝岡会長は「世代が変わっても、さまざまな活動を通じ

現在の会は3、

4世の会員が多く、島を訪ねたことがない人も

(66) は移住125年を迎える2024

# 三語島から集団移住した先祖を供養

## 大牟田・荒尾地区与論会

出身者の供養をした。和町の納骨堂「与州奥都城(おくつき)」に眠る約170柱の島る「大牟田・荒尾地区与論会」(朝岡光男会長)は13日、同市昭鹿児島県・与論島から同市に集団移住した島民の子孫などでつく鹿別期に旧三井三池炭鉱(福岡県大牟田市など)で働くため、明治期に旧三井三池炭鉱(福岡県大牟田市など)で働くため、

会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面した与論島民の会によると、大飢饉(だいききん)などに直面したり

移住の歴史を後世に伝えていきたい」と話していた。



### 令和4年 お盆詣り











### 令和4年 お盆詣り

















## ―― わが島育ち人生上野正夫著(与論島に生まれて)

### 島の正月

い。が、幼少のころ故郷の与論島で祝った正月ほど楽しい思い出はなが、幼少のころ故郷の与論島で祝った正月ほど楽しい思い出はなこの年(八十一歳)になるまでほうぼうの土地で正月を迎えた

精いっぱいに祝われた。それだけに正月は一年の苦労を吹き飛ばせとばかり、島を挙げて私が幼少のころの島の暮らしは、貧困と窮乏のどん底にあった。

月だ。 月遅れて旧正月が訪れる。これが島にとって本格的に祝われる正月遅れて旧正月が訪れる。これが島にとって本格的に祝われる正新暦の正月には小学校で拝賀式が行われるだけである。約一ヵ

れらの作業は家族総動員で行われ、これで正月を迎える準備がほ ル 切り落とし、 垣で囲われた屋敷の周囲に空を覆って繁茂するガジュマルの枝を ために海辺に繁茂するソテツやアダンの枯れ葉を拾い集めて束に ほどの井桁に積み上げ、その中に唐竹と松の枝を立てて飾りに の両側に竹・松・薪を束ねて立てかけ、 旧 トーグラ(本屋に付随する小屋) :正月が近づくと、まず一週間分の薪がストックされる。 浜から運んできた白砂を庭一面に散布する。 座敷の畳は新旧の取り替えや表茣蓙の張り替えをする。 割って薪を作る。これを庭の正面に、 の天井裏に積み上げる。 しめ繩を張りお飾りを 石垣作りの門 高さ一メート その

りで飼育した百キロ前後の肥え太った豚を四、五人の屈強な男が大晦日が近づくとどこの家でも豚の屠殺が行われる。一年がか

るくて吐きそうだった。たかってお椀に受けてその場で飲む。わたしも飲まされた。生ぬて頚動脈を切り血を出す。噴出する生血を病弱な人たちが寄って豚小屋から引っ張り出し、四肢と口あごを荒縄で縛り、吊し上げ

より

入して膨らまし、乾かして魚捕りのときの浮き袋にする。それをわたしたち子どもらがもらい受け、尿道に小さい竹筒を挿間に棒を通して水田の畔に運び出し、腹を断ち割って臓物を処理焼きの甕のかけらで素早くこそげる。これが終ると縛った四肢の焼のとだえた豚の巨体を藁で火あぶりにし、焼けたところを素

はわたしたちにとって最高のご馳走であった。 屠殺日の食事にはきまってお米と豚肉の雑炊が作られる。それ

ど珍重がられる。 兄や弟妹の分まで横取りして食べた。島では豚肉は白味の多いほ おいしさはこたえられない。わたしは豚の白味が好きだったので には、とろけるほど軟らかに煮えた骨付豚肉にかぶりつく。その ばら骨などを大きくぶった切り、 大の饗宴であった。 ょにチンドーシ (大型の鋳物鍋) 大晦日の晩から正月にかけて豚料理が続く、 夕食にはこのほかに白御飯が出る。一年中で最 大根、 でごった煮にする。年越しの晩 豆腐、 昆布などとい 豚の頭 兀 肢、 っし あ

んで一升徳利入りの泡盛と三つ重ねの大盃が置かれる。た山芋の蒸し煮、豚の肝臓の丸煮など、島独特のおせち料理と並にして一端にころもをつけて揚げた末広がりの揚げ物、紫がかっ一旦の朝、百新しい畳座敷に餅の空揚げ、そうめんを二つ折り

こしらえてから年始回りに出かけ、途中でダウンするのが常だっ大人は朝から泡盛の酒盃を傾ける。酒豪だった父は家で下地を

相手の杭を倒す遊び)などに興じた。遊び道具はすべて手作りだ 独楽回し、 わの空でひたすら放課後を待ち、正月遊びにとびついた。 わたしたち学童は年に一度の晴着を着て登校するが、授業はう 杭打ち(本の小枝でこしらえた杭を地面に打ち込み、 凧揚げ、

い時を過した。 てはまたとない交歓の場であった。子どもたちは海風に乗せての れる草原に大勢の若い男女が集まり、グループに別れて蛇皮線や 太鼓入りのテンポの速い島踊りを繰り広げる。若い人たちにとっ 正月五日から七日まで、島の南側海辺に広がるハミゴーと呼ば 草相撲、 陣取り、 杭打ちなどをして大人に負けじと楽し

これが済むと正月の祝いごとに幕かおり、子どもにとっても薪拾 者には天与の楽園であった。 くなる。 は生傷が絶えない。はだしが常態なので足の裏は牛皮のように固 正月十五日をチキナー(小正月)といってムジ(田芋)とサツマ うした原始的な生活をつらいと思ったことはなかった。島育ちの イモを練り合わせた御飯と豚料理を昼食に食べて祝う風習かおる。 ·や牛のまぐさ刈りなどの家事に追われる日々が始まる。手足に 正月の七日間はあっという間に過ぎてしまう。その後、 がれきの自然道やサンゴ礁の上も平気で歩き回れる。こ

昭和19年に空襲により沈没してしまいました。 昭和13年頃の与論丸。この船は与論村営の木造船で昭和11年か 沖縄間に就航、 島民の足として利用されていましたが (昭 60 1 12 旧暦の



ける作業が主であった。

# 口之津移住百年祭記念誌 与論島から口之津へ

### ☆

った。と、港頭貯炭場における入函、切出持直し、コークス選別等であと、港頭貯炭場における入函、切出持直し、コークス選別等であ与論組の主体的な作業は、入港船の焚料(バンカー)積みこみ「同郷人の作業の内容について若干触れてみよう。

定給)とがあった。 賃金形態の面から分けると、請負給(出来高払)と日役給(固

本船作業は各組輪番でかかるので、月の大半は港頭貯炭場におに伴い出来高払い制度にあらためられた。当初、コークス選別は日役給であったが、コークス生産の増加

しと云い、これと逆に配車された炭車や貨車に、野積みしている塊、小、粉とそれぞれの置き場に担い上げる作業を切り出し持直各坑口から輸送されてくる石炭を、広大な貯炭場に、炭種別に

石炭を担いこむのを入函と云う。

ぞれの置き場に担いあげるのである。上等、中等、中塊、小塊、粉と五種類に順を追うて選別し、それっコークス選別作業は、レールわきに切出されているコークスを、

バラと引換に担いでいく。てあるバラに、上等、中等を選り分けて入れて置くと、男がカラであるバラに、上等、中等を選り分けて入れて置くと、男がカラ選別作業は両手の指に、ゴムテープを巻き自分のわきにならべ

従事するようになった。に子持ちの主婦や、老いて請負作業に堪えられなくなった人々もに子持ちの主婦や、老いて請負作業に堪えられなくなった人々もたばかりの少年も採用され、日役組に編入されるようになり、後ては女ばかりの編成であったのが、大正九年頃から小学校を卒える住当初は、日役作業で一人当り一トンであった。組長を除い

査定は組長が行うのである。 賃金は本人の能力を査定して甲、乙、丙と段階がつけられていた。 昭和十年頃には、何と三トン八分まで引きあげられた。日役組の となり、労働者同士の競争により一人当り一トンであったのが、 前に述べたように、コークス生産量の増大に伴い、出来高払い

十年のながきにわたって、担当してきたわけである。 における二重性格のこのおくれた部分、古いやり方を同郷人は五箱たらしめる支柱であったし、機械化を阻むものであった。三池的存在、その奇妙な共存関係こそが、一面相提携して三池をドル併存していたという二重性格、後れたものと、進んだものと同時における二重性格のは機械設備の傍に、古いやり方が、後々までにるいりは、近代的な機械設備の傍に、古いやり方が、後々までにあいけ十年」にも指摘してあるように、巨大な資本力にもの

るべき筈の賃金に格差のあることだった。 同郷人が最もガマン出来なかったのは、同一労働同一賃金であ

。 日役賃金で地元人夫が四十銭であるのに対し、二十八銭であっ

作業の面においても差別があった。会から東元良を通して、会社に嘆願したのであるが、無視された。労働条件、賃金の格差に対する差別撤廃を機会ある毎に、組長

込み、段取り、其の他の条件を細かく決めていた。規を組長会議において取り決め、輪番制に基づいて、作業の繰り与論島は、各組の賃金、労働条件の均衡を保つために、作業内

ようにしたものである。置かれ、賃金も高かったので各組とも公平に、本船作業に就けるやはり港湾事業という立場から、本船関係の作業にウエイトが

なかった。

・地元請負師にも作業内規の取決めを、組長会から再三申入れを

底にあったことは否めない。いう軽蔑感と、最初からこの港に働いているという優先意識が、言語、風習が異なり、南の涯の島から流れてきた喰いつめ者と

ある。 「何を!」と六尺棒を振り上げて打ちかかってきたということでさと仕事をはじめるという仕末で、文句の一つも云おうものならかけた道板をひき落し、自分達が担いできた道板をかけて、さっき、近くて条件の良い場所は、たとえ与論組が段取中でも、折角き、近くて条件の良い場所は、たとえ与論組が段取中でも、折角

つまり倍以上の苦労をし、能率は上らず、したがって金にもな、積取口には地元組が当り、沖側の遠い積取口は与論組だった。入函作業だけでなく本船荷役の場合もそうだった。岸壁側の近

らない。

かけてバラで担いこむ方式に替えられた。口にヤンチョイをやらせられた。後には手繰り積込は、長道板を船や、高潮で積込機(ローダー)が使えなくなると、沖側の積取絡住の当初は口之津港で馴れているからということで、大型汽

する者もあった。麓武英の回顧録の中に次の一節がある。中には、二ヶ年賞与で踏ン切りをつけ、他所に転出する者、帰島こうした差別に憤慨し地元組の蔑視に嫌気がさして、同郷人の

大牟田行きに反対する者が多かった。 ……従って故郷に錦を飾るという人もなく、帰郷する者の中

本気になってとりあげなかったものだろう。当時のことだから、労働条件の不公平をねじこまれても、彼等がきなカゴを頭に乗せ、与論語を声高にしゃべりながら歩いていた者ばかり集団生活し、街を歩く女達は帯を前に結んでたらし、大

りあげ「全く鎖国主義の一部落」として、とりあげている。五回(四、七、八、九、十)にわたって、「三池の与論村」をと「福岡日日新聞」は、大正二年九月四日から十日までのうちに

「与論長屋の故島」、「鎖国主義の気風」がそれである。「三池港の与論人」「珍奇な風俗習慣」、「焼酎の酔に浮かれ」

流は絶対に禁止せられ、殊に内地人との結婚は彼等の最も恥辱と鎖国主義があると同時に他郷人を嫌悪するの結果、他郷との交「鎖国主義」の気風には次のように書かれている。

与論人に対する差別という社会的な現実の壁の中で、

独立独歩を志す者にとっては、

与論島出身者であることを、

社宅を離

る。

十三年より大正五年までの採用者の氏名が載っている。

記事の欄を整理して解雇者を理由別に集計したのが次の表であ

分なる粗食にも拠るであろう。響も亦甚だ尠少をなるものではない。之一は其の常食が栄養不充にして気力亦普通内地人に及ばず、為めに生産力の上に及ぼす影くれと同時に驚くべき早婚が行わるる為か島民の多数は体躯小する処であって専ら血族の結婚をやっている。

の有無、退去年月日、方数、記事と八つの欄句に分けられ明治四てみよう。名簿は採用年月日、氏名、鉱夫番号、長屋番号、家族の唯一の資料である)によって、此の間の事情を数字によって見奥都城会の会長の保管している「坑鉱夫イロハ別名簿」(当時少た隠しに隠すことなしには生きられたかったのである。

解 雇 理 由 員数 明治四十三年より 帰 島 165 勤 60 転 結 婚 41 病 弱 16 大正五年まで 傷 害 4 学 進 3 員 船 4 出 稼 39 公 傷 3 老 衰 2 入 隊 9 亡 死 13 亡 逃 66 由 不 明 理 単に解雇とのみ 26 記入あるもの

(註) 退職してから数年後再入した者もあり、結婚して姓の替っ退職者の勤続年数を調査したのが次の表である。

年	数	人員
1 3	ヶ月	5
2 3	ヶ月	7
3 3	ヶ月	8
5 5	ヶ月	11
6 5	ヶ月	2
7 3	ヶ月	1
8 2	ヶ月	5
1	年	117
2	年	95
3	年	40
4	年	35
5	年	19
6	年	15
7	年	9

不 明

二ヶ年賞与まで働いて辞めるのが二番目に多い。右の表に明らかな如く、採用になって一年目の退職が最高で、

次回へつづく

100/2